

欧米男女礼法

東京

叢書  
西屋閣

發兌

特6  
83

011968-000-7

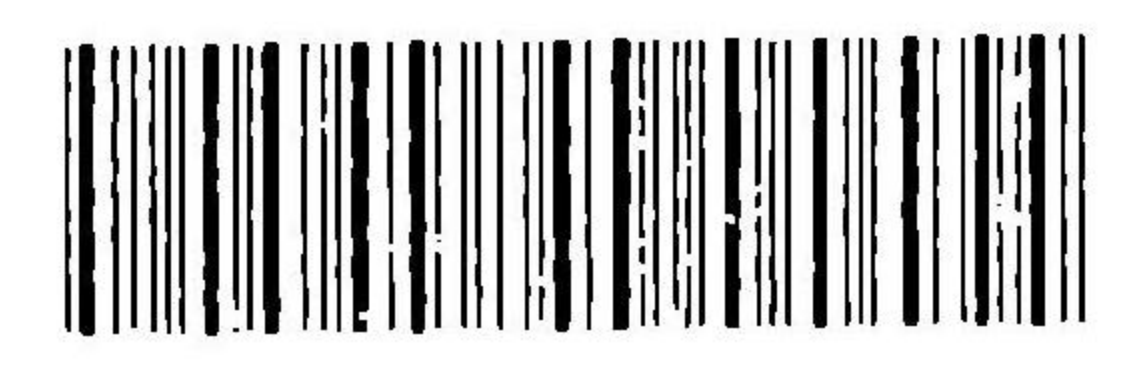
特61-835

欧米男女礼法

センソル/著

M20

AAG-0015



東洋女子禮法



尾崎行雄兩先生序  
口卯吉  
日本原爾一  
郎君譯  
著  
氏

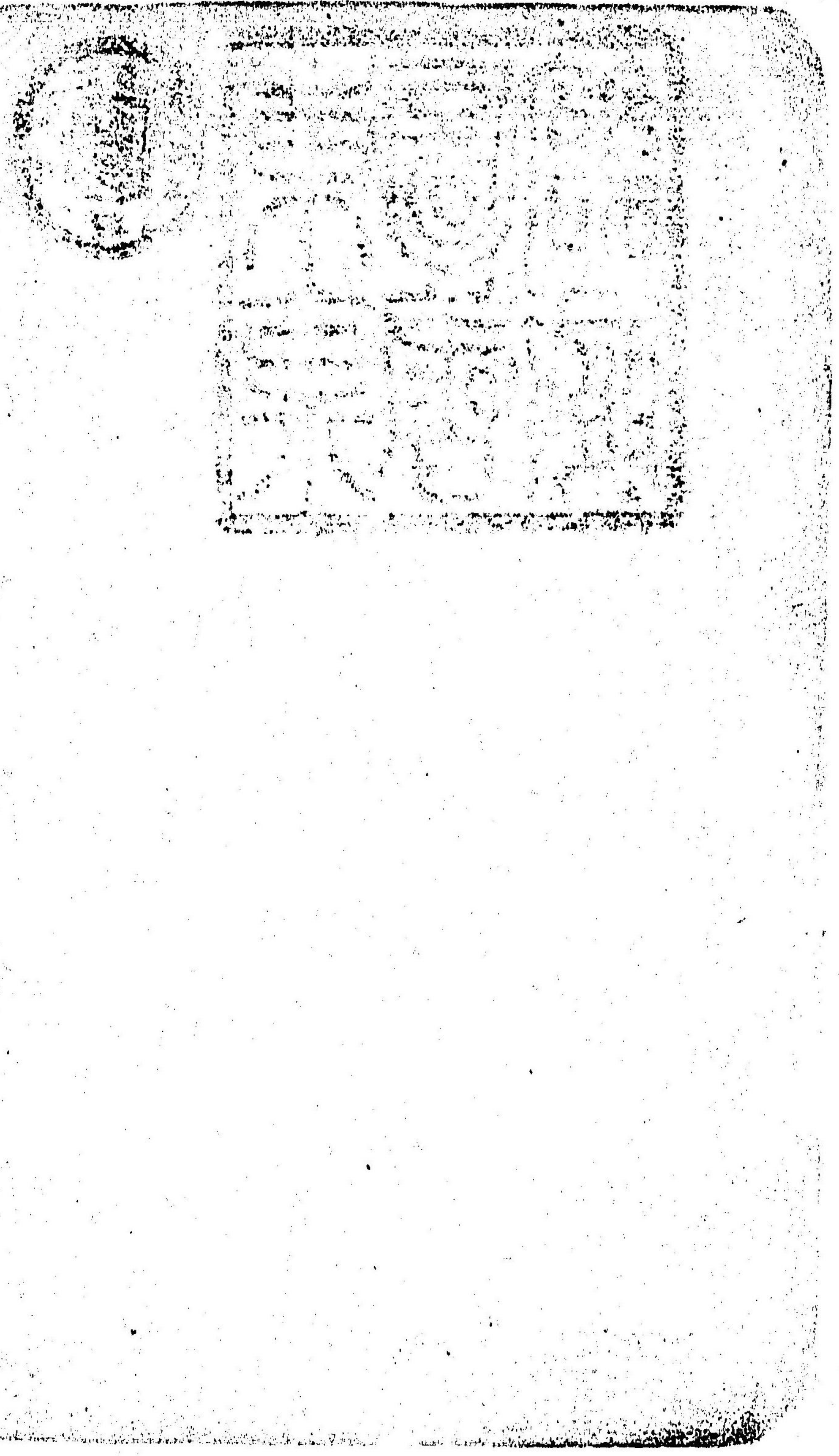
女禮法

全

京

叢書閣  
中西屋

發兌



○歐米男女禮法序

人の禽獸に異なる所以のもの固より多し  
舉止禮あり進退法あるが如きも亦た其一  
大要點なりと云はざるべからず想ふに禮  
法嚴肅ならされは男女の關係必ず紊亂す  
男女の關係紊亂して社會の風紀頽敗せざ  
るものは古今の未だ曾て有らざる所なり  
然り而して本邦社會萬般の秩序は勤王倒

幕の一擧に壞亂せり爾來日を経ると既に  
淺からずと雖ども唯だ舊日本の禮法を打  
破したるのみ未だ新日本の禮法を確立す  
るに及ばざるなり是を以て男女品行の紊  
亂せる社會風紀の頽敗せる古今未だ今日  
の如く甚だしきはあらず今にして早く救  
正の計を施さずんば國家の患害夫れ將た  
何れの所にか底止せん今ま原君彌一郎譯

する所の歐米男女禮法を見るに起坐進退  
衣服飲食訪問往來の儀禮式法悉く記して  
漏らす所なし是れ亦た社會の風紀を矯正  
し無禮無法の混亂天地を整頓するに於て  
與つて力あるべきものにして即ち時病に  
適中するの良藥たり歐米の人善く禮を守  
て其則を越へず故に男女一堂に會して交  
遊の歡を極むと雖ども常に樂んで淫せざ

るの美風を存す嗚呼天下行く所として禮  
の必要を見ざるはなく男女の交際に於て  
特に然りと爲す我が交遊社會の縉士淑女  
若し此書に據て先づ其禮を正さは蓋し譯  
者の意を得るに庶幾らん歟

丁亥五月 學堂居士 尾崎行雄識

歐米男女禮法序

一身の勝手を思ふときは世間に禮儀作法  
など云へる小六ヶ鋪きものなからんを  
望めどもさて無くて叶はぬことならば最  
も平等自由に近からんころ願はしけれ今  
は早や昔となりぬれど封建の世の中には  
上天子より下庶人に至るまで幾層の段階  
ありて春寒夏暑の御時儀より叩頭座拜の

仕方まで一々敬禮を異にして之に背けるものは相當の罰をも蒙りたりき當時の世に棲息せる人々は如何ばかり窮屈なりけん推し量られて哀れなり今や世は自由の樂土となりて天保の老人膝を屈めて座拜すれば明治の少年手を握りて目禮し舊弊の奥方唐衣を着して宴會に臨めば御天婆の令嬢洋服を穿ちて踏舞す誠に勝手次第

の世と云ふべし友人原彌一郎君之を歎きて「今の世の禮なきや何ぞ其れ甚しき佛法は廢れ儒道は衰へ聖賢の訓言殆ど土芥に歸す國にして禮なければ何を以て國を爲さん漢の起る叔孫通あり徳川氏の興る林羅山あり今日禮を制するものは我を捨て其れ誰ぞや」と云ひしや否や其邊までは衝き止めねども兎に角に歐米自由の社會に

行はる、禮法を誘致して以て之を我國に  
布かんとせられたるに相違なし余は決し  
て大に禮を好むものにはあらざれども君  
の憂ふる所其理に當り導く所其正を得る  
をを思ひ爲に一言を序して以て君の此譯  
ある所以を明かにすと云ふ

田口卯吉

緒言

一此書ハ原名を「ドーン」と云ふ米人センソル  
氏の著はす所にして千八百八十六年米國紐  
育府に於て出版せし者なり

一「ドーン」とは即ち勿れと云ふの義にて其主  
意たる總べて坐作進退の節に中らざる者言  
語對應の都雅ならざる者化粧服裝の優美な  
らざる者を指摘し貴女紳士の品格を高尙の  
域に進めんと欲するに在り蓋し交際の法則

二  
たるや過半は禁止的の性質を帶ぶ是れ本書の各條に必らず「勿れ」の語を用ふる所以なり今書名を譯して歐米男女禮法と云ふは稍々妥當ならざる所あれども暫く稱呼の便に従ふのみ

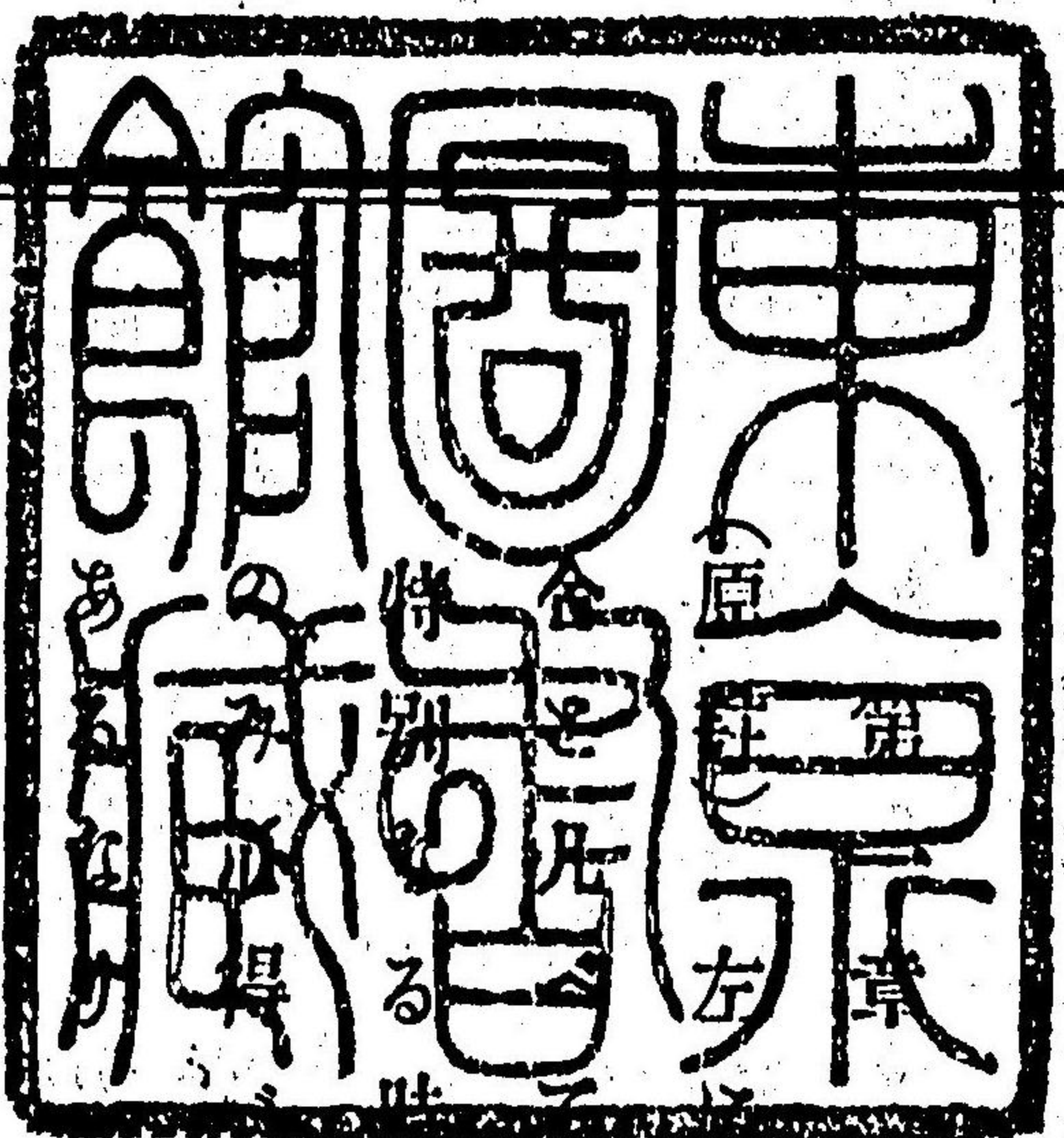
一 原文中歐米人には必要なるも今日我々日本人に取りて甚だ必要ならざる條項あり例せば第五章言葉遣ひの心得の如き彼國人が數百年來知らず識らず襲用せし言語發音の誤

謬を指摘せる者なれを朝夕之を口にせる者には極めて適中の勸戒たるも英語の東漸日尙ほ淺く未だ彼邦の俗言方語を談するの時機に達せざる我國に在ては左まで痛痒を感ぜざるべし故に其中に就て最も今日に適切なる者を撮譯し他は概ね省畧せり

一卷尾の一章は固と他書より譯出し予が嘗つて編輯に與かりし東京獨立新聞トウキョウキヤウイデンペンセンに掲げしものなり今ま本書を譯するに臨み參考の爲め



歐米男女禮法



食卓に就ける時の心得

米國 センソール 著

日本 原 彌一郎 譯

食卓に就ける時の心得  
 掲ぐる法則は過半凡<sup>+</sup>べての場  
 の人々に適用すと雖ども問々  
 にのみ限れるあり又單に賓客  
 きとと主人のみ心得べきとも

第一 饗宴に招かれし時は遅刻して其席に列なる勿れ是れ其主人に濟まず他の賓客に濟まず又其宴會に濟まざればなり

第二 一家團樂の食卓にも遅刻して就く勿れ是れ我家族に濟まず又一家の和合親睦を進むるの道に非らざれをなり

第三 男子は婦人が席を取りし迄は着座する勿れ又饗宴に於て主人若しくは主婦の合圖ある迄ハ席に就く勿れ

第四 食卓より一英尺離れて座する勿れ又食卓を押しながら座する勿れ

第五 手巾を領の下に推入れ又は之を胸に擴げる勿れ口液衣と胸飾(女)とは育兒房にのみ用ふるものなり上衣の裾の上に手巾を布く勿れ宜しく之を膝に垂れしむべし

第六 客に物を供ふるときは先づ凡べての婦人(我家の婦人も包含す)に供へ了はるまでは男子に供ふる勿れ

第七 汁を啜る時は匙の横合よりし其尖端よりする勿れ汁を吸ふとき之を迸らし或ひは氣息を吸ひ込み又は騒かしき音を發する勿れ汁は盤を代ゆる勿れ

第八 皿の上に俯むき或ひは一口毎に頭を垂る、勿れ可成的態度を真直に保つべし然れども木偶の如くに強固ならぬやうにせよ

第九 麵包は手にて裂き必らず口にて嚼破る勿れ麵包を汁の中に投する勿れ

第十 食刀にて食ふ勿れ決して食刀を口中に入らぬ、勿れ肉叉にて食物を挟みながら又之に食刀を添へて口に運ぶ勿れ肉叉には其挟み易き物のみを取り上げ食刀を藉らざれば取り得ざる物には決して肉叉を用ふる勿れ

(原註) 此勸告は交際の法を多少辨へる人人には無用なりと云ふ者あり成程食刀にて食ふとは昔日程には行はれざるなり然れども今日と雖ども尙ほ往々此例証を見

受くるをあるを奈何せん

第十一 肉叉と食刀の握方は無作法なる勿れ  
肉叉と食刀を握る時は各其柄を手掌に止める  
やうにすべし而して此兩具の持方は唯禮儀に  
爛れたる人々の持方に注目し又躬から實驗せ  
ば了解するを得べし肉叉を以て食物を刺し又  
は之を懐劍の如くに握る勿れ

第十二 急ひで食する勿れ又食物を播撒らす  
勿れ食事の時間は常に多く費やすべし凡う急

ひで食するとは野鄙なりと知るべし

第十三 食物を口に頬張り又は音のするやう  
に嚼むと勿れ食事は静かに且つ易々と喫すべ  
し

第十四 牛酪、盪器其他盤皿の中に食刀を突込  
む勿れ

第十五 肉を截るとき兩肘を張る勿れ兩肘は  
脇の下に密着し置くべし

第十六 酒を飲む時は蓋を恰かも鼻頭に載せ

んとするが如き仕方にて舉ぐる勿れ蓋は垂直すいぢよくに唇くちびるに持來り少しく唇より上げて後飲むべし  
第十七 魚を截るには鋼製の食刀を用ふる勿れ當時は魚を截るために銀製の食刀を各皿に傍に置く

第十八 匙を以て野菜を食ふ勿れ野菜を食ふには肉叉を用ふべし肉叉にて食し得べきものを匙にて食するは偷父さうふの爲す所なり

第十九 汁、麵包、食物は一口ひとくちも残らず食たべり盡

くす勿れ

第二十 皿ざらを代ゆるときは其皿の上に食刀と肉叉を止とめ置く勿れ

(原註) 此規則に異議を容る、者あり本書批評家の一人云ふ最も上品なる英國の慣習は此規則と全く相表裏せりと然れ共余は一百有餘年前英國にて交際社會の領袖たりしロード、チヨルモンデレーの手録せる交際心得書を藏せり氏其書中に云く同

じ食物を兩たび乞ふため皿を送るときは  
決して食刀と匙とを併せ送くる勿れと實  
に是は久しき前に書かれたりといふ云へ今日  
英國の慣習が全く之と相表裏するに至り  
じとは如何にも信じ難し又理屈上より見  
るも予が説の正確なるを曉らん何となれ  
ば既に食刀と匙にて場を塞がれたる皿へ  
は食物を載せ易からざればなり従つて又  
斯くの如く支障ある皿を送るは主人又は

給仕人に迷惑を懸けると云ふものなり禮  
法の一箇條よ云はずや他人を煩はすより  
も寧ろ常に我を煩はせよと

第二十一 肉類の骨其他の物は皿の中に吐き出  
す勿れ先づ肉叉を唇に當て、受取り而して後  
皿に移すべし菓實の核子は指にて取除くべし  
第二十二 卓上の物を引き寄せん爲め他客の皿  
の上に我手を差伸す勿れ  
第二十三 卓上の物を取らんとするとき給仕人

が手て近ちかに居るときは隣席の人を煩わづはす勿なれ

第二十四 物を拵しらふ勿なれ手巾、酒さか盞たん、肉にく又また等を弄もてあそぶ勿なれ

第二十五 手巾にて顔又は髭ひげを拭ぬふときハ様やう子す好こく拭ぬひ決けして搦は拵ぶする勿なれ

第二十六 甲者に言葉ことばを懸かけんとして乙者に我背わがせいを向むける勿なれ我次席わじせきの人を横よこ切きりて談話だんわする勿なれ

第二十七 我側に坐ませる婦人おんなへは既に紹介せうかいせら

れたると否いなを問とはず最も注意ちういを加くへ禮意らいいを表あらわせざる可べからず

第二十八 食物しょくぶつを口に頬張ほくちやうる間あひだは談話だんわする勿なれ又實際じつぎ之を頬張ほくちやうる勿なれ健康けんこう上じやうより見みるも又品しん格上かくじやうより見みるも食物しょくぶつは之を多分たぶんに頬張ほくちやうるよりも少量せうりやうづ、食くするを可べとす

第二十九 肉にく又また又は食刀しょくとうを墜たす勿なれ若し又墜たすとありとも狼狽ろうたいする勿なれ静しずかに給仕きよせ人に命いのち心こころ代しろりの品しんを取寄とすべし

第三十 椅子の上に緊きまりなく身體を載せ懸くる  
勿れ往昔羅馬人は羈束なく食卓に倚り懸りた  
れども近世の文明は此風習を許さず

第二十一 左右の肘ひじを卓上に載せる勿れ卓に倚  
り懸かる勿れ

第二十二 葱ねぎ又は大蒜にんにくの如き臭氣ある物は我一  
人にて食し且喫食後二三時間獨居せんと欲す  
る時の外は用ふる勿れ

第二十三 食卓に就けるとき止むを得ざる時の

外は楊枝やうじを使つかふ勿れ若し之を使ふときは一つ  
の手にて口を掩たむひ他の手にて齒に挟はさまりし物  
を除くべし

第二十四 客人に食物を強しゆる勿れ是は嘗つて  
必要の事と見做されしとあり客人も亦之を辭  
退すべきものに非らずと看做し若し又飽あきし  
時は格段なる表示しるしをなすを禮に合へりと思惟  
したり然れども當時に在ては間斷たたまなく強附け  
て賓客を苦めるは此上なき下品と見做すなり



(原註)

マクマスタ―云く千七百八十二年  
我國に漫遊せしプログリ―公か其書翰の  
中に左の如く記入したり一日公はロバ―  
ト、モリス夫人と共に立食すべ―との招待  
を受け乃ち出で向きたり公は幾回も繰り  
返へし茶を強られければ敢て辭退もせず  
且飲み且傾け終に十二碗を喫せり時に隣  
席の人竊かに公の耳に口寄せ云ひけるや  
う若し茶に飽きしならば茶碗の上に匙を

横へられよ否らざれば主婦は頭痛を催ふ  
すまで幾度も來りて強ひ附くべしと

第二十五 賓客は食事を終へ―とき手巾を疊た

む勿れ手巾は食卓の上に緊しまりなく載せ置くべ  
し

第二十六 饗宴中婦人か席を離るゝときは已れ  
必らず起立し其室を去るまでは立ち居るべし  
而して後喫烟せんと欲せば再び坐に復へるべ  
し

第三十七 行儀を正さんとて目立つやうの振舞  
ある勿れ野鄙に涉らぬやう注意せよ然れども  
又野鄙ならぬやうにと目立つやうに苦心する  
よりも寧ろ無心に過失を犯すを可とす  
第三十八 酒を多量に飲む勿れ  
第三十九 主人又は主婦に向つて饗應の禮を陳  
ぶる勿れ唯辭し去るとき當日の寛待を甚だ満  
足に思ふとの色を示せば足れり  
第四十 便服の儘剃鬚の卓に就く勿れ婦人の

剃化粧は淡泊なるを可とす但し新鮮にして且  
品好くあるべし男子は刺衣の一襲を着るべし  
決して華美な被布を着る勿れ膚衫の儘食卓に  
就く人あり是は甚だ下品なりとす  
第四十一 茶又は珈琲を茶碟にて喫する勿れ此  
不作法は避けざる可からざると同時に又他人  
が斯の如き所業あるとも顧みる勿れ

(原註) 往時英國の一皇族宴會を張りし時  
一人の田舎客あり茶を茶碟に注ぎ込みた

り居合はす男女皆一度にドツと笑ふ是に於て主人なる皇族は物静かに自分の茶を其茶碟に注ぎ以て一は一坐の無遠慮なるを戒め一は彼野客に面目を假せしと云ふ

第四十二 茶碗或ひは珈琲碗の中に匙を入る、勿れ是は得て碗を轉覆する原因となるものなり匙ハ臺皿に載せ置くべし

第四十三 麵包に牛酪を塗らんとするときは大片的の儘に塗る勿れ麵包を細かく截りて後塗る

べし

第四十四 鶏卵は茶碗若しくは酒杯の中に碎き込む勿れ常に其殼より吸ふべし

(原註) 此規則は我米國には一般に行はれ

ざるも英國に於ては至る所に行はる蓋し英國にてハ酒杯に打ち込まれたる卵は不愉快なる食料と見做せばなり

第四十五 食卓に就き居る時外に同客あらを新聞紙、書籍又は書翰を閱讀する勿れ

第四十六 鶏卵又は珈琲を垂らして  
 を漬がし或ひは脂黥にて襟を汚かすまでには不  
 注意なる勿れ少しく意を用ふれば是等の不都  
 合を豫防し得べし凡そ刺餐又は晝飯を濟まし  
 たりとの明証を其衣裳に帶ぶる男子を見るほ  
 ど厭ふべきものは世に稀なり

第四十七 食事の了るまでは食卓を離る、勿れ  
 (原註) 宴會の席に心得べき多くの規則は  
 或る人々には疑ひもなく甚だ專制なるも

の、如く見ゆるならん然れども是等の規  
 則は長年月の間社會の充分成熟したる經  
 歴より來りしものなり且又如何程些末な  
 る事の如く見ゆとも能く之を翫味するも  
 きは其間常に道理の存するあるを發見す  
 べし蓋し交際法典の目的とする所は何事  
 に限らず不愉快なるものを除き且之を防  
 ぎ併せて宜しく爲すべき所のものを爲す  
 に最も便利なる方法を定むるに在り都べ

ての法則に依らずして漫りに供へ(主人に付て言ふ)或ひは食する所(賓客に付て言ふ)の饗應は野蠻の宴會たるを論を俟たず然るが故に一法一則も猶且飲食法を高尙になすの効あらば盡く是等の法典を履行するに於ては尙ほ一層該法を高尙にし之を一科の美術と爲すに至るべきなり

第二章 服装及び動作の心得

第一 身體の清潔ハ等閑になす勿れ

第二 汚れたる麻布(例へばシャツ襟布の類)を着る勿れ此點に就ては特に注意せよ

第三 何事に限らず不潔なる勿れ物事を綺麗にするは一身の品行中極めて大切なるもの、一なり

第四 扮粧かんざうに関する細目は忽諸ゆるかに附す勿れ他の事柄には清潔なるも獨り其爪の垢染みたる人多し是れ厭ふべきとなり

第五 鼻孔より生たひ出で又耳の邊に生ずる細

毛を剪<sup>き</sup>り除くとを怠る勿れ是は化粧の瑣末なるものとはいへ得て等閑にせらるるものなり  
 第六 公衆の前にて耳を搔き鼻を拭ひ或ひは其爪を剪<sup>き</sup>り又は之を掃治する勿れ何事に係らず清潔と綺麗とは人品に貴む所なれども化粧の事は唯私室にて行ふと當然なり  
 第七 髮油或ひは香水を用ふる勿れ此風俗は一時一般に行はれしものなれども當今にては下品と見做すなり且又確かに清潔なるものに

あらず

第八 摸<sup>ヒ</sup>様の<sup>ヤウ</sup>ある襯衣<sup>ソイヤツ</sup>或ひは刺繡<sup>イシウ</sup>したる襯衣の胸當を着る勿れ襯衣の斑點ある物と華美なる物は夏季に多く之を着る人を見受くれども下品なるやの疑ひあり寧ろ白くして質素なる麻布の上品なるに如かざるなり  
 第九 帽子を眼の上に冠り又は頭の後ろに冠る勿れ前の冠り方は兎<sup>ウ</sup>漢<sup>カ</sup>の如く見へ後の冠り方は田夫の如く見ゆ

第十 磨かざる靴を穿きて道を行く勿れ然れども往還に於て靴と磨かしむる勿れ

第十一 歩行法ハ無作法にして且懶惰なる勿れ軀幹を直立し確平として歩むべし然れども硬固なるべからず易々として歩行すべし然れども威儀を存すべし膝を前に突出し又は趾を内に向けて歩き又は兩脚を拽きづる勿れ其歩行するや容軀振らず懶惰ならず寛裕にして齷齪せず易々として且簡略ならんを要す

第十二 裝飾を施したる被布を着或ひは上靴を穿ちて寢間より外に出づる勿れ此扮装にて食卓に就き又は集會の席に出づるは下品の中の下品と謂つべきものなり

(原註)

或る有名なる記者云く裝飾したる被布と上靴の儘にて決して寢室より外に出づる勿れ此扮装の儘にて決して創餐室畫餐室或ひは延客室に見はる、勿れと

第十三 隠袋に兩手を差入れながら歩行する

第十四 衆人の前(或ひは其他)に於て楊枝を嚼かみ碎くだき或ひは之を弄もてあそぶ勿れ齒に挟まりし物を除かんとして楊枝を使ふときは唯瞬間たるべし且常に齒を吸ふ勿れ  
 第十五 街道、乗合馬車、公けの集會其他妨害となるへき場所にて肉笛くちぶえを吹く勿れ  
 第十六 高笑ひをす勿れ、可笑わくして堪へ切れぬ時は眞實、心から笑ふべし但し心から笑ふ

には大聲を要せざるべし  
 第十七 平生何でもなきとに口の中にて笑ひ或ひは齒を露あらはして笑ふ勿れ微笑ひそかと哄笑きやうせうとは各其場合に依るべし其他の場合には常に口を噤しむみ態度と靜肅に保つべし物事に一々笑ふ癖ある人は通常何事も成し得ぬものなり  
 第十八 他人の面前にては可成丈鼻を拭かむ勿れ世間には指にて鼻をかむ人々あり併し此胸惡るき風習は當今重もに下等社會に限れり日



本人は手巾にて鼻を拭かみ而して後ち之を隠袋に壓おさし込こむは殊に胸悪るき風習なりと見倣し紙片にて鼻を拭かみ其儘投げ棄つ

譯者按ずるに著書は日本人が鼻を拭かむに紙片を用ゆる風習を陳べしのみにて之が是非の評を下さず然れども紙にて鼻を拭ふは之を西人の爲す所に比するに遙かに清潔なりとす著者又言外に於て之を首肯しうこんせるか如し

第十九 衆人の前にて欠伸あくひん、噓うそ、或ひは噴嚏くそめを爲す勿れ若し噓うそ、或ひは噴嚏くそめの氣味あるときは暫時呼吸を止むべし左すれば其氣味の自おのづから消へ失せるものなり

第二十 顔に兩手を當あて鬚ほらひげを引き毛髮けさつを理とめ或ひは其他の方法にて我身體を搦ひふ勿れ兩手は安靜になし且之を抑制し置くべし

第二十一 餘まり親しみ過ぐる勿れ朋友の背を叩たたき或ひは其脇の下を肘にて衝つき其他々人の

肢體に觸ると戯れを爲して娛樂とする勿れ是等の親昵しんぢうは可成慎むべし又他人より仕懸るとも甘んじて受くる勿れ

第二十二 嚴重なる私の役署(例へば銀行會社等)にて帽子を冠かぶる勿れ是れ客坐敷にて帽子を戴いたくに譲らざる無禮なり

第二十三 他人の机よ載せある書狀、計算書其他内証の文書は何物たりとも一切手に取る勿れ他人の讀み書きして居る間は其肩の上より差さ

覗く勿れ

第二十四 他人と談話し或ひは其人の談話を聽き居る間は椅子若しくは其他の物を轉ころばす勿れ此癖は甚だ五月蠅うるさく且甚だ通常に行ふ所なり  
第二十五 目上めうへの人に卑屈なる勿れ又目下めしたの者に傲慢なる勿れ目上の人に對するときには泰然として我威儀と自尊とを保持し又目下の者に接するときには其身分の如何を問はず下情に注意するの意を示すべきなり

第三章 客室に在る時の心得

第一 見舞を爲すときは如何に少時先方に留まるまるとも外套を着し或ひは外靴がわを穿はちし儘ままにて客室に通る勿れ一寸ちよつとしたる見舞の時には帽子と杖とは我手に携ふべし但し傘は決して座敷に持運ぶ勿れ

第二 満座の人々に向つて握手の禮を施さんとする勿れ若し其家の主婦若くは主人が手を差出だすならば之れと握手すべし其他の人々

へは唯目禮にて充分なりとす

第三 如何なる場合たりとも婦人と握手せんとする勿れ握手は必らず先づ婦人の方より誘引すべきものなり又我年上の人或ひは我より身分の高しと思はるゝ人に向ても先方より其手を差出だすまでは我より進んで握手せんとする勿れ

第四 早く椅子に倚らんとする勿れ、立ち居るは椅子に倚れるよりも優美にも見へ輕易にも

あり且穩當なるものなり且又談話する時にも  
 椅子に倚れるよりも立てる方一層容易きもの  
 なり  
 第五 人に接するに冷澹れいたんにして且遠々たうたうしくあ  
 る勿れ然りさとて又饒舌じょうぜつ多辯たべんなる勿れ其態度かたぶた  
 るや信實にして且安靜なるを最も可とす  
 第六 家具、額繪其他の物品を凝視ぎやうしする勿れ又  
 決して同席の人々をも見詰める勿れ  
 第七 婦人の坐敷に入り來る時は假令椅子に

憑り掛り居るとも立禮を施すとを忘る勿れ  
 第八 なが椅子いす或ひは自在じざい椅子いすに安臥する勿れ  
 自室の外は何處いづこに在るとも行儀を亂みだす勿れ  
 第九 兩足を交叉くみかわしながら坐する勿れ禮儀正  
 しき男子にても十中八九じゅうちゅうはつじゅう此癖あり然れども  
 慎むべきとなり  
 第十 椅子を唯後脚にて立てながら之に憑り  
 掛る勿れ椅子に倚れる間は身體を沈着しんせきにし且  
 輕易けいゐに保つべし

第十一 椅子に倚りながら兩足を彼方かなた此方こなたへ動かす勿れ 拇指つまゆびを廻わし又は流蘇かき、環鈕ひび其他都べて手元に在る物を弄ぶ勿れ 勉めて安靜ならんとを鍊磨せよ

第十二 餘まり高聲にて談話し或ひは我れ獨り談話の權を專有せんと勉むる勿れ

第十三 他人を横切りて相客あいきやくと談話する勿れ

第十四 大勢寄合の席にて耳語する勿れ 我語らんと欲する事柄にて聲高に話せぬならんを都

合好き機會を得るまで差控さこふべし

第十五 我身上の事又は我用務に就て喋々する勿れ 人望を得んと欲せば他人の面白がる事を語り我のみ興味きんみある事を語る勿れ

第十六 多人數會合の席に於て其中の一人と俱に單に彼我の身上に關し又は唯彼我のみ了解し得る事柄を語る勿れ

第十七 其席に居合あはす人々の識らざる人物に就て喋々する勿れ

第十八 他人の讒謗に係はる事と其時に行は  
 る、誹讒に涉れる風評を喋々する勿れ  
 第十九 機轉を廻らすとを忘る勿れ若し頓才  
 を有せざれば少くとも先づ他人の事に心を傾  
 け自分の事を後にすべし是即ち機轉に近き方  
 法なり  
 第二十 口演には虚偽らひを交へて光澤つやを附くる  
 勿れ人の信用を得るハ平素の行狀に在るもの  
 なり蓋し好むで人を欺き或ひは惡意より嘘うそ言げん

を吐く人は稀れなりと雖ども平素針頭程の事  
 を棒大に言ひ廻わし或ひは虚妄の潤色ほりのぬまを加ふ  
 るか爲め全く世人の信用を失ふ人多ければな  
 り

第二十一 他人の談話を逃さぎり止とむる勿れ談話  
 の腰を折るは寛假すべからざる無禮なり  
 第二十二 他人の説に反對する勿れ説を異にす  
 るは咎むべきにあらざれども斟酌しんしやくなく人の説  
 を駁するは交際法の一箇條を破るものなり

第二十三 談話を爲すに冗長に過ぐる勿れ一話を語らんとするときには枝葉に涉り語々相貫通せざるか如きとあるべからず其説くや直接にして且確實明断なるを貴び可成的速かに意を達せんとを勉むべし

第二十四 陳腐なる戯談或ひは古びたる説話を繰返へす勿れ時偶に洒落を發するは上品でさへあれば愛嬌あるものなり然れどもソベツに洒落を吐き散らすは唯だ狂氣染みて惡し

第二十五 他人より挨拶を受くる時は唯一綴の語(例へば左様、否の類)を以て返答する勿れ是れ先方を輕蔑するに當らずとも不愛相なるものなり何か語るべき事柄を考へ出だし而して後ち之を語るべし

第二十六 様々なる人民の集まれる席に於て宗教若しくは政事に涉れる議論を持出す勿れ是等の議論は甚だ人を激させ易きものなり故に之を控ゆるを可とす

第二十七 自滿じまんする勿れ我身の才藝或ひは事業に誇る勿れ既に爲したる事或ひは將さに爲さんと欲する事或ひは物事を爲すに卓越の才能あると等をたげ大袈裟げさに語る勿れ

第二十八 平生自分を以て自から語る説話の立者と爲す勿れ

第二十九 假令疎遇せられしと思ふとあるもおぼ誤まちする勿れ一意他人の機嫌を取るとを思ひ且之を勉むべし左すれを終には却て我の機嫌を

取らるゝに至るべし

第三十 氣障きざりな人に向つても之を厭ふの色を示す勿れ總て交際上の厭苦に服従してへ辟易ひやくせざると否とは人の禮儀を知れるや否を驗する最上の本位なり

第三十一 年上の人には相當の敬禮を盡くすを忘る勿れ年若き人々は動うもすれを老人を疎略に取扱ひ易きものなり此所爲は先方の耳が聽へざるか其他身體に廢缺あるときは殊に然



りどす凡そ老者を懇懇に待遇する程心の優やさく  
 して且眞の禮儀に合ひしものなり  
 第三十二 衆人會合の席にて書籍を披ひらき且我一  
 人にて讀み始むる勿れ若し其坐に倦みしなら  
 ば引退くべし否らざれば能く注意して禮を同  
 客に失ふ勿れ  
 第三十三 火の前に立塞がり之が爲めに他客に  
 暖氣の通はざるか如きとあるべからず禮讓は  
 萬事に付けて遺ちる勿れ

第三十四 婦人と俱に室を出入するときは其前  
 に立ちて行く勿れ婦人は常に男子に先んずべ  
 きものなり  
 第三十五 來るべき時刻を待ち兼ねるか如き風  
 情せいきにて懷中時計を見詰める勿れ  
 第三十六 餘まり長坐をして先方を困らせ折角  
 の寛待を損ふ勿れ然れども又餘り早く暇いさまひ乞し  
 之か爲めに宴會を散せしむるか如きとある勿  
 れ暇乞すへき正當の時刻は唯少しばかり目と

心とを配りさへすれば計り得へきなり

第四章 公衆の中に在る時の心得

第一 遊歩中は常に右側を行くべきを忘る勿れ、否らざれば行人車馬等に衝當り大に混雜を生ずるものなり

第二 人に觸れ或ひは人を衝き(肘にて)又は何たる方法に限らず他人に對つて輕忽の舉動ある勿れ

第三 若し人の足を履み或ひは人に躓き其外

萬事他人を煩はす等の事あるときは必らず其罪を謝すべし、平素謹慎にして且鄭重ならんとを要す

第四 他人を諦視し或ひは舉止服裝の奇異なるを見て之を指笑する勿れ、人と物とに指さす勿れ、通過したる人を振向ひて見、且之を目送する勿れ、紳士たるべき品格を失はぬやう注意せよ

第五 群集の中に於て杖若くは傘を横たへな

がら持ち歩<sup>ある</sup>行く勿れ、乗合馬車の内にて喫煙する勿れ、何處に限らず他人の妨碍となるべき場所にて吹煙する勿れ、又如何なる場所たりとも巻烟草を吸ふときは其煙を他人(男女を問はず)の顔に吹懸くる勿れ

第六 市街にて菓實其他の物を食ふ勿れ、散歩中林檎又は梨實を頬張りて食ふ人は教<sup>た</sup>草<sup>くさ</sup>の爲めに畫<sup>ま</sup>ける狂畫よりも一層可<sup>た</sup>笑<sup>か</sup>きものなり

第七 教會、劇場若くは集會所の門に立ちて出

入を妨ぐる勿れ、旅亭等の前に立ち且通行の人を凝視する勿れ、此癖は極めて懶<sup>ん</sup>惰<sup>た</sup>不<sup>ふ</sup>精<sup>せ</sup>に見へ、傍觀するに忍びざるものなり

第八 我知<sup>り</sup>合<sup>あ</sup>の人を呼び止め人道の中央に立ちて談話し之か爲め他の通行人に路を避けしむるか如きとある勿れ、斯の如き場合に我知合の人を街道の片側に誘引すべし

第九 我知合の婦人に出逢ひしときは一々帽子を脱ぐを忘る勿れ、且又人に會<sup>あ</sup>釋<sup>じやく</sup>するに先

方が婦人を伴ふときは其婦人を識ると否とを論ぜず同じく帽子を取るべし

第十 街道にて相識の婦人と邂逅せしとき之に言葉を懸けんと欲するも呼び止むる勿れ宜しく振り返へり先方の側を歩行なから語るべし而して用談を了らば帽子を取りて相別るべし

第十一 一面識なき婦人に言葉を懸くるの機會あらば帽子を脱ぐことを怠る勿れ若し先方

か手巾を遺せしとき拾ひ取りて渡さんとするならば我帽子を取るべし又乗合馬車にて先方の車賃を車掌に取り次ぐときも帽子を脱ぐべし

第十二 輕卒に人を紹介する勿れ彼此互ひに紹介を望むの意あると確めし上にて之を紹介すべし

第十三 握手せんと欲するとき我手袋を脱する勿れ又之を脱せぬとて辨解する勿れ手袋の

儘にて手を差出だすは其當を得たるなり  
 第十四 遊歩中邂逅する人毎に我同伴者を紹介する勿れ路上にて行ふ唐突の紹介は必要にも非らず、又た通常其効なきものなり  
 第十五 餘まり丁寧過ぐる勿れ、愛相は可成的薄からぬを要すれども其過ぐるも亦非なり急ひで人の帽子を拾ひ上る勿れ我知己でなき人又は我が同伴者が物を遺せしとき何物たりとも特別の理由あるに非ざれを之を拾ひ取る勿

れ、婦人が物を遺せしときは何事も攔き急ひで之を拾ひ止ぐべし而して此禮儀は宜しく長者或ひは虚弱なる人々にも施すべきなり然れども我と同様の人々に向つて輕々しく之を行ふは丁寧過ぐると云ふものなり是れ蓋し卑屈の嫌ひあり亦た真正の禮法に背けばなり  
 第十六 乗合馬車或ひは瀛車に乗りしとき實際我に必要な坐席よりも多くの坐席を押領する勿れ、此件に付ては巾幘せんかく社會しやくわいは男子よりも

多く其罪を犯すものなり  
 第十七 乗客を以て填塞せる乗合馬車或ひは  
 市街瀛車に入る勿れ、尤も場合に依り止むを得  
 ざる人々も必らずあるべし、然れども其次に來  
 る乗合馬車を待たば大抵腰懸くべき多くの坐  
 席あるべし、填塞せる乗合馬車に入り込む人は  
 侵入者と謂つべきなり故に何人にも介意せら  
 る、の權利なしとす

(原註) 乗合馬車に於ける世人の行狀は日

日惡しき方に赴けるが如し而して此勢の  
 底止する所なくんば男子は暫らく措き婦  
 女子は殆んど乗合馬車に乗るとの出來ぬ  
 やうに至るべし當今人あり乗合馬車に乗  
 らんとするとき第一に出合ふ所のものは  
 兩脚を前の方に張り出だし左も不精氣に  
 入口の手欄てすに澆もれ懸かる所の下郎げなり此故  
 に我に於て餘程注意せざれば此下郎に躓つ  
 づくの恐あると同時に動やともすれば煙草

の烟をパッパと顔面に吹き懸けらるゝとあり簡様なる奴は速かに街道に引き下ろすべきなり然るに斯く旅客の邪魔となる下郎を車掌の却つて庇保ふか如き状あるは豈奇怪千萬ならずや

第十八 劇場しやうか若しくは奏樂會に於て演技中談話する勿れ黙聽せんと欲する他人を妨害するは甚たしき不禮なり然り而して自から禮讓を知れりと信ずる人々にして通常此行爲あるは

何事ぞ

第十九 公けの宴會に於て演技の未だ終らざるに傍聽席を立ち去る勿れ、此方法にて思慮なく且つ我儘に公けの集會を妨ぐる人々は野蠻の臭氣を脱せざる人と云ふべし

第五章 言葉遣の心得

第一 文法に合はざる言葉を發する勿れ文法を論ぜる諸書と諸名家の著書とを熟讀すべし  
第二 正しからざる發音を用ふる勿れ心を留

めて教育ある人々の談話を聴き又辭書を參觀すべし

第三 談話するに高くして且つ鋭き音聲を用ふる勿れ、又鼻にて音聲を發することは慎むべし胸にて音聲を發することを勉めよ調子を程能くするとを學べよ平素低聲にて談話せよ但し餘まり低聲に過ぎざるやうにせよ

第四 鄙俚なる言語を用ふる勿れ、人の品位を示めず語及び形容詞を重ね用ふる勿れ、人を呼

ぶに餘まり尊敬に過ぐる言葉を使用する勿れ喜悅若しくは驚愕等ハ餘まり仰山に過ぎぬやう注意せよ

第五 「オヤヤ々」此野郎等の如き意味なき叫聲を發する勿れ

第六 談話の間に濫りに「男の美稱」又は「有夫の婦人の美稱」を交ゆる勿れ、決して「ふ勿れ、幼少の徒には其父母又は叔父叔母を呼ぶに常に「Yes, papa」, 「No, mamma」(mamma及びpapaの第



二の字音に語勢を附すべし) "Yes, uncle," "No, aunt," と言はしめ決して "Yes, sir," "No, ma'am," 等と言はしむ勿れ長上の人を呼ぶに sir を用ふるは正當なりと雖へども尙ほ此場合に於ても加減して用ゐざる可らず

第七 人を呼ぶに其姓名を後に加へずして唯 miss 又は mister なる前置字を用ゆる勿れ

第八 語尾の子音を断ち切る勿れ、例へば coming, going, singing と言ふべきを comin', goin' singin' と言ふ勿

れ and を言ふべきを an と言ふ勿れ

第九 catch を ketch 又 can を ken と言ふ勿れ fellow を feller, window を winder 又 to-morrow を to-morrer と言ふ勿れ

是等の誤謬は唯無學の輩にのみ在るものと思像する勿れ、相應の教育ある人々と雖ども屢々不注意よりして同様の誤謬を犯すとあり此故に斯の如き事は假令瑣細なりと雖ども慮外に措く勿れ

第十 secretary を secetary 又 salary を sal'ry と言ふ勿れ

history を history と言ふ勿れ

第十一 arm と ahm, warm を vahm, horse を hoss, government

を govahment と言ふか如きこの音を其當るに響か

すべき所に落す勿れ、以上列擧せし數語并びに

同様の語に於てこの響を脱すると(通例)が母音

の前に在るとき(普通なり)

第十二 妻君と云ふ意味にて語るるとき lady と言

ふ勿れ  
第十三 woman(女)と言ふべきを female(牝)と言ふ勿

history を history と言ふ勿れ

第十一 arm と ahm, warm を vahm, horse を hoss, government

を govahment と言ふか如きこの音を其當るに響か

すべき所に落す勿れ、以上列擧せし數語并びに

同様の語に於てこの響を脱すると(通例)が母音

の前に在るとき(普通なり)

第十二 妻君と云ふ意味にて語るるとき lady と言

ふ勿れ  
第十三 woman(女)と言ふべきを female(牝)と言ふ勿

れ牝豕も female なり又牝馬も female なり故に人類

の女性に宜しく別異の語を用ひ以て獸畜と混

ぜざらしむべきなり

第十四 sick なる語の嘔氣ありと云ふ意義に

て言ふときの外に用ふる勿れ、宜しく ill, unwell, in-

disposed と言ふべし

第十五 我召使の者を呼ぶに girl(少女)なる語を

用ふる勿れ、厨婢ならば cook 乳母ならば nurse 又家

婢ならば maids と呼ぶべし

第十六 不穩當なる形容詞を使用する勿れ、恐らくば *elegant* なる形容詞ほど濫用せらるゝものあり。或は "an elegant morning", 或は "an elegant piece of beef", 或は "an elegant scene", 或は "an elegant picture", と言ふ勿れ此語ハ其濫用せらるゝため寧ろ全く用おざるに如かざるほどに俗語となれり。

第十七 法外なる形容詞を用ふる勿れ、物の唯綺麗なるときは *magnificent* と言ふ勿れ又た *excellent* 若しくは他の語にて足るべきときは *splendid* 。

云ふ勿れ斯の如き法外なる形容辭を用ふるは儒雅と謂ひ難し。

第十八 *does not* と言ふべきを *don't* と言ふ勿れ

*don't* は *do not* の畧語にて *does not* の畧語には非らざるなり此故に *he don't* は通用せず宜しく *he doesn't* と言ひ或は畧せずして *he does not* と言ふべきなり。

第六章 一般の心得

第一 手紙の往復に郵便葉書を用ふる勿れ、簡單なる用務に葉書を用ふるは敢へて差支なし。

と雖ども内証の通信に封緘せざる紙片を使用するは先方を侮どるの嫌ひあり又た返信を葉書にて送るは其當を得たりと謂ひ難し

第二 系引したる紙又は粗末の紙に書翰を認むる勿れ官廳會社等の名稱を印刷しある紙類に内証の書翰を書く勿れ凡る書翰の雅致なるは其人の教育あるを示めずものなり而して書翰に雅致ありとは其通信紙と封筒の良質なるを謂ふに外ならず我姓名の頭字、畧名又は住所

を体裁よく通信紙に印刷し置くは苦るしからず併し修飾は一切用おざるを可とす

第三 洒落たる書方を學ぶ勿れ筆工の虚飾を真似る勿れ貴女紳士の筆跡は全く平たくして讀み易く一切虚飾がとりになきを要す

第四 宴會の招待を受けしときは承引すると否とを問はず必らず書狀にて返信せよ決して放擲し置く勿れ

第五 妙齡の婦人に手紙を送るときは唯 Dear Miss

なる宛名あてなを用ふる勿れ姓名を其下に加へずMissミスを用ふるは收へて失禮ふ當らずとも不粹と云ふものなり

第六 既婚の婦人に手紙を贈るとき洗禮の時與へられたる名にて呼ぶ勿れ例へば Mrsミセス Lucyルーシー Smithスミスと呼ぶ勿れ必らず Mrsミセス Charlesチャールズ Smithスミスと宛名すべし

第七 他人の面前にて我兒女又は奴婢を叱しかる勿れ兒女奴婢とても自愛心を有するか故に他

人の面前にて辱はづかしめらるゝは決して心地好きものに非ざるべし

第八 多人數密合の席に小兒を携ふ勿れ又客人の着席せる食卓に就かしむる勿れ

第九 主人若しくハ主婦たる者は權柄けんべい振りたる仕方よて物事を命する勿れ目下めしたの者の感情も能く斟酌せざるべからず我差圖さしづに命令の語氣を帶ぶると愈々少ければ愈々奴婢の心服を得るものなり

第十 我家内の薄命、横着なる召使の話其他の  
怨言を語りて他人を煩はす勿れ

第十一 讒言又は悪意より出でたる空談を喋  
々する勿れ、人を嘲ける勿れ又人を毀けるが如  
き戯言を絶へず吐き散らす勿れ

第十二 人或ひは物を戯弄る勿れ子供、猫、犬等  
を窘める人は唯自家の心なきと自から表する  
ものなり

第十三 他人の爲す事は賤しく價と附け又我

の爲す事をは誇張して人に語る勿れ

第十四 我と同一の職業又は商業を營む人を  
嘲笑し又は他聞の悪るきやうに語る勿れ此所  
爲は極めて下品なるものにして唯自家の卑劣  
なる精神を自づから吹聴するものなり同業者  
の功名は之を賤しく直履せんより寧ろ誇賞せ  
よ

第十五 他人より書籍を借らんとするときハ  
早速之を返戻せんと欲するに非らざれば借用

する勿れ若し書籍を借用せしときハ之を破損  
する勿れ其表紙を折り又は破る勿れ頁葉を疊  
み込む勿れ縁邊に書入れする勿れ脂斑にて瀆  
す勿れ書ハ讀むべし然れども畏友の如くに優  
遇せよ

第七章 婦人の心得

第一 被布<sup>ウレギ</sup>其他の衣裳には餘まり多くの裝飾  
を施さず勿れ當時の流行として婦人の衣服に  
過多の裝飾を用ふれども甚だ下品にして野蠻

の風俗たるを免れず且つ又審美學の諸原則に  
暗きを表明するものなり縁飾<sup>カサガサ</sup>其他の附屬品を  
施こして一面に装ひ立て又絹紐<sup>キヌ</sup>を縦横よ縫ひ  
附けたる衣服は唯妖怪の如く見へ決して神と  
人の目を樂まじむるものにあらず凡そ裝飾の  
程度に過ぐるものハ都べて野鄙なりと知るべ  
し

第二 時好の爲めに左右せらるゝ勿れ裁縫師  
の忠告に従ふよりも寧ろ自家の感情と姿見<sup>すがたみ</sup>の

指示する所を信用し又我容貌に釣合ふやう仕  
 立方を折衷すべし  
 第三 残り隈なく日光に照らせる顔面は他人  
 の戀愛を惹くに足らざるを忘る勿れ此故に  
 帽子は面部をして一半は日光を受け他半は帽  
 影に隠れしむるやうに製造すべし蓋し明眸の  
 時時帽蔭に明滅し又險邊に晴陰常なきの奇觀  
 を呈するは婦人が男子を惱殺する諸々妖術の  
 一を爲せり若し當時の流行が吾に帽を後頭に

載せよと命じ又は鼻頭に置けよと命ずるとも  
 己れ誓つて其暴虐に甘從する勿れ  
 第四 家に在るときは色合の退め又は斑點あ  
 る外衣或ひは垢染みたる裝飾物其他不潔に  
 て且つ釣り合はざる物を着る勿れ刺蝋の時は  
 全く純清優美なる衣裳を襲ね其新鮮にして冷  
 艶なるを猶ほ新採の花の如く装ひ而して後食  
 卓に就くべし必らず家族の者に愉快を與へ其  
 喝采を博するやうに身繕ひせよ



第五 許多の指環にて指を掩ふ勿れ手に雅致  
 と美麗を與ふるには能く撰んだる二三の指環  
 にて充分なり許多の指環は却て手を見苦しく  
 するのみならず此の如き外見ハ殊に下品なる  
 ものなり且又指環を多く帯びたる指は如何に  
 も洗手器と相親しまざるを示すものとす  
 第六 朝間あさにハ金剛石の飾り物を用ふる勿れ  
 且朝でなくとも盛装を着くる時の外には濫り  
 に之を用ふる勿れ凡り寶玉指環等は多分に用

ふる勿れ

第七 紅べに、白粉しろこ等の顔料を用ひて自然の愛嬌を  
 補ふ勿れ新鮮なる空氣、運動、朝の沐浴並ひに適  
 當の食物は險邊に天真の艶色を發せしむべし  
 是等を措ひては他に誠の美麗を吾に授くる物  
 なきなり

第八 高く鋭どき音聲を發する勿れ何れの時  
 代何れの邦國に於けるも低くして和らかなる  
 音調ハ婦人の諸々妖術(男子を惱ます)の一と見

倣さるゝものなれば能く此音調を鍊磨すべし  
 第九 小説を讀むに全く其身を委ぬる勿れ  
 此種の讀書に耽けるは女流の大なる惡徳なり  
 善き小説は結構なる物なり然れども若し女流  
 が其智力を單に此文學の一派(小説を指す)のみ  
 に傾くるときは我等其終に有聲社會と對等の  
 地位に立つと能はざるを恐るゝなり  
 第十 朋友と別かるゝとき告別の辭を際限な  
 く言ふ勿れ先づ階子段の頂上にて暇乞ひし一

階を降る毎に喃々分袂の詞と旅中の警戒を練  
 り返へし戸頭にて又々前言を反覆する婦人は  
 唯其相手の男(良人たると情人たると論なく)を  
 狂氣にさずる者なり斯の如き場合に於ては一  
 二回「御機嫌宜しう」と云はゞ充分なり  
 第十一 瀟車又は馬車の中にて我に席を譲り  
 呉れ又は慇懃に車賃を取次で呉れる男子あら  
 ば必らず其人に謝禮するを忘る勿れ婦人が一  
 言の謝辭は男子をして斯る場合に失ふ所と煩

勞とを忘れしむるものなり  
 第十二 公けの場所に於て聲高に談笑する勿  
 れ遠慮勝ちなる風習は最早當時に流行せざる  
 も尙ほ大ひに婦人の妖術を資くるとは昔日と  
 異なるとなきなり  
 第十三 妙齡の婦人達よ何も感ずる所なきに  
 竊笑ひ又は面白がる勿れ人若し諧謔を發する  
 ことあらを唯微笑にて應ずれば足れり年若き  
 婦人中には其笑ふ毎に双手を面に當て或は失

笑高叫する者あり我等は此等の婦人ふ呈せん  
 と欲する辭あり曰く「勿れ」

章外 訪問の心得并婦人に對する心得

第一 所謂朝の見舞をなすべき時刻は冬は午  
 後二時より四時までの間又夏は二時より五時  
 までの間なり

第二 晝飯時分其他食時の時間は見舞をせぬ  
 ものとす

第三 吉凶の見舞には決して長く止まるべか

らず假令談話が引立ちて面白くなるとも半時  
 間より長く居るべからず常に先方をして早く  
 往けかしと思はしむるよりも辭し去るを惜ま  
 しむるやうに勉めよ  
 第四 吉凶の見舞を受け其返禮の爲め訪問す  
 るときは家に入らず名刺を戸頭に投ずるも決  
 して失禮にあらず併しながら家内の安否を問  
 ふを忘る勿れ  
 第五 若し其家に嬢或ひは婦人の有るときは

名刺の片隅を折りて家内の者残らずを訪ひし  
 とを示すべし但し一人々々に名刺を出さ其  
 に越したるをなし  
 第六 暇乞ひの時に用ふる名刺には其隅に  
 P. O. なる文字を書くべし此文字は三つの佛蘭  
 西語の *pour prendre congé* (暇乞をする爲めと云ふ義  
 なり)と云ふとなり  
 第七 年若き婦人の見舞の名刺には唯其姓名  
 を畧さず記するすなり例へば芳野はな、めーり

一、だぶれ一の如し男子の名刺も亦是に同じ  
 第八 男子の名刺は婦人の名刺よりも餘程小  
 形なるべし  
 第九 版に摺りたる自筆の名刺は氣取と謂つ  
 べきなり尤も才能の勝れたる人又は高名なる  
 官吏は此限りに非らず  
 第十 不幸の見舞は死んだ八日後になすもの  
 なり是は其家内の知己か又は至つて親しき友  
 達のなすとなり尋常の相識は唯名刺のみを出

だす、それは時としては黒く細き縁（まじ）を附けてあ  
 るなり

第十一 男子が教育ある婦人と談話するとき  
 其婦人の得意とする事柄に話に向け其勝れた  
 る才藝を正當に評價する程善き禮遇あらざる  
 なり

第十二 男子が中等の教育ある婦人と語を交  
 ゆるときハ斷して學問上の事、政治上の事、又ハ  
 文學上の事を避け唯先方を面白ろがらせさう

な事柄を撰むで語るべし

第十三 博覽會又は公けの室にて婦人の居合はす所へ行く時は男子は其帽子を脱ぐべし

第十四 階子を登るとき男子は婦人の先に立ち降るときは其後に付き従ふべし

第十五 婦人に伴ふて劇場又は奏樂室に至るときは道みちを明あけ且其席を取るため婦人の前に立ちて行くべし

第十六 婦人と雜沓したる街道を散歩するど

き相竝んで行くとの出来ぬときは常に先に立ちて行くべし

歐米男女禮法 畢

正 誤

一六十四葉第一行ア—ンチ。ノチ。ハト。又々七十  
八葉第七行險八十一葉第四行險ハ孰レモ頰。

ノ誤植ナリ

英和語學獨案内 井上 蘇吉 譯 全一冊 定價 一圓

英和對譯 朱氏會話篇 吉田 信夫 譯 全二冊 同 七十五錢

拔氏會話新編 藤 保 編 全一冊 同 二十錢

明治會話篇 村松 守護 著 全三冊 同 九十錢

東京柳巷新史 服部 誠一 著 全二冊 同 六十錢

新撰 いろは歌留多 一名文明ノ利器名稱鑑 正價 十八錢

英和 單語かるた 一名ローマ字用例 正價 二十五錢

實錄 類例たどへかるた 一名英傑車踏鑑 正價 二十錢

新休詩抄 外山正一外貳名全著 一冊 定價 三十五錢

頭書 校訂 活語指南 里見 茂頭 書 全二冊 定價 五十錢



英和語學獨案内 井上 蘇吉 譯 全一冊 定價 一圓

英和對譯 朱氏會話篇 吉田 信夫 譯 全二冊 同 七十五錢

拔氏會話新編 藤 保 編 全一冊 同 二十錢

明治會話篇 村松 守義 著 全三冊 同 九十錢

東京柳巷新史 服部 誠一 著 全二冊 同 六十錢

新撰 いろは歌留多 一名文明ノ利器名稱鑑 正價 十八錢

英和單語かるた 一名ローマ字用例 正價 二十五錢

實錄たるへかるた 一名英傑事蹟鑑 正價 二十錢

新体詩抄 外山正一外貳名全著 一冊 定價 三十五錢

頭書活語指南 里見 義頭 著 全二冊 定價 五十錢

明治二十年四月廿七日板權免許  
同年六月

出板 定價金貳拾錢

譯者

大分縣士族

原彌一郎

麻布區飯倉片町七番地

出板人

東京府平民

藤倉八郎

京橋區南傳馬町一丁目十番地

日本橋區通三丁目

京橋區南傳馬町一丁目

同銀坐四丁目

神田區小川町

同表神保町

横濱辨天通四丁目

大坂心齋橋筋北久寶寺町

丸善商社書店

叢書閣

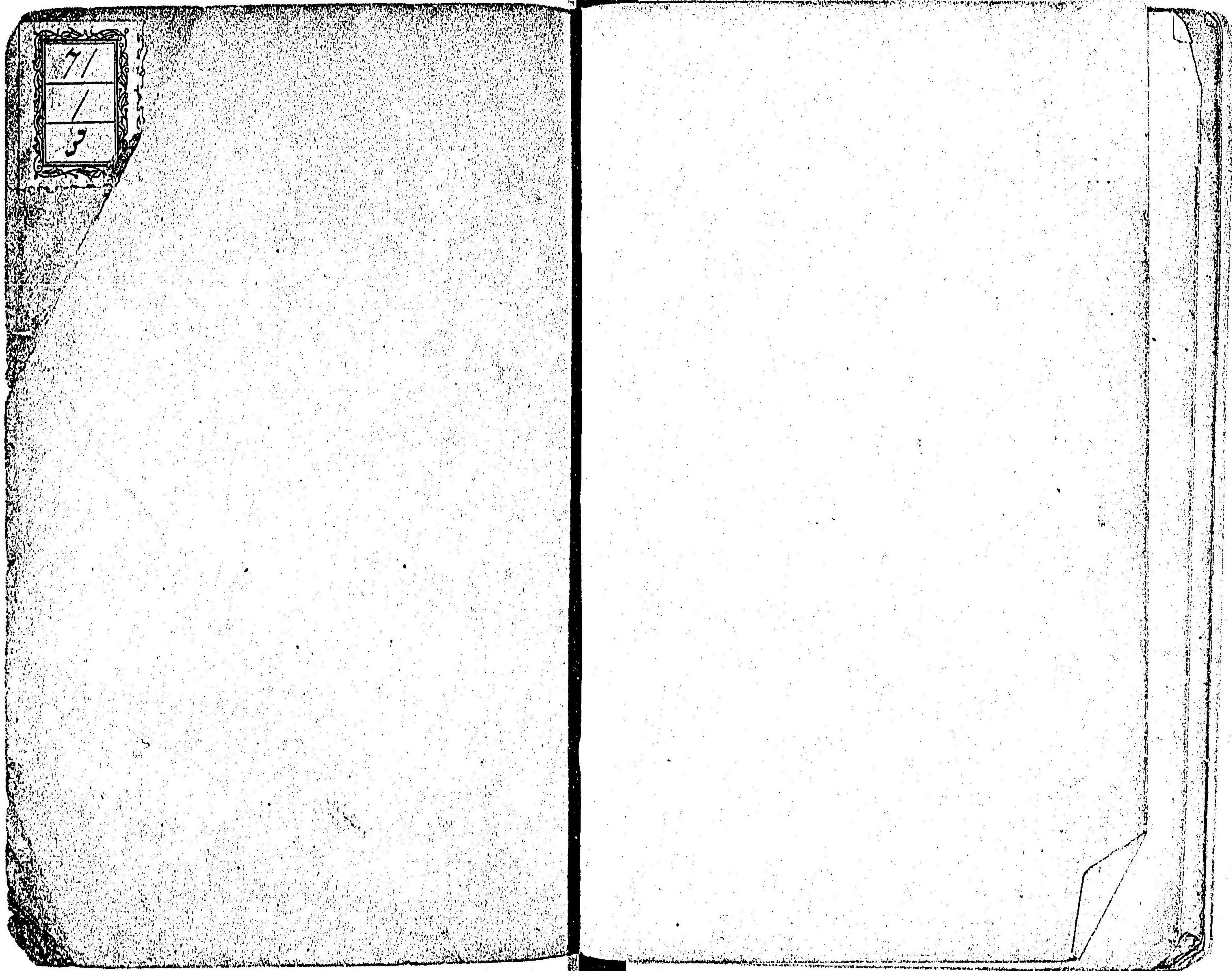
博聞社

集成社

中西屋

丸屋書店

丸屋書店



71  
/

大日本圖書會社

八	二	四
五	架	八
冊	號	四